

(意見書案第33号)

義務教育の機会均等の確保と教育予算の拡充を求める意見書

義務教育の機会均等・水準確保及び無償性は、すべての国民に対し義務教育を保障するための、憲法の要請に基づく国の重要な責務であり、義務教育費国庫負担制度の堅持は、未来を担う人材育成という社会の基盤づくりに必要不可欠なものである。

全国のどの地域においても、すべての子どもたちに対して無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられている。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の改正により、一昨年度より義務教育の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方交付税等への地方の依存度が高まる中、地方教育財政への圧迫が懸念される状況にある。

とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する本道においては、教育財政の逼迫が、全国水準との格差や市町村間での格差など、本道の教育水準の低下をもたらしかねない状況にある。

よって、国においては、公教育に地域間格差が生ずることのないよう、義務教育費国庫負担制度、教科書の無償給与の堅持並びに学校施設費、就学援助費及び教材費等の充実など地方交付税等を含む義務教育予算を拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月2日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} 宛